

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（教育予算要求特集号） 2024年7月17日 NO.681

2025年度の教育予算要求を行う

例年7月中旬に行われている教育予算要求が、7月16日に行われました。今年度についてはコロナ前と同様に（制限時間20分、人数制限なし）実施されました。賃金の引き上げ、人事制度の改善、定数、共同実施、学校徴収金の無償化・公会計化の5項目を重点的に要求しました。

物価の上昇を上回る大幅・一律の賃上げを求めます 都人勧の官民格差の正確な反映を

5月の消費者物価指数は、3.3%上昇しています。物価の影響を考慮した5月の実質賃金は、前年同月より1.4%減少し、26カ月連続マイナスとなっています。名目賃金は、春闘で平均5%を超える賃上げがあったこともあり増加していますが、実質賃金は減少しています。株価が上がり、企業利益も上がっても、働く者の生活は、苦しいままです。

東京都人事委員会の勧告は、官民格差を正確に反映していません。昨年为例ですが、春闘の回答は、10,560円・3.58%の引き上げ回答、中小組合でも8,021円・3.23%の回答でした。ところが、昨年の東京都人事委員会の勧告は、例月給で公民較差3,569円・0.88%でした。春闘の引上げ額にも及ばず、物価の急激な上昇にも追いついていません。勧告の金額や率は、春闘回答の3分の1程度です。

学校事務職員にふさわしい人事制度の改善を 人事異動、自己申告制度の矛盾の解決を

東京都の学校事務職員制度の特徴は、3つあります。都庁職員との「任用一本化（人事給与制度の同一化）」と知事部局等との活発な「人事交流」、「オール都庁」の3つです。東京都の学校事務職員は、他府県の学校事務職員と比較しても、知事部局等職員と比較しても、学校で働き続けることは、低い労働条件の下に置かれることを意味します。

都庁内の人事制度を学校事務職員にそのまま適用すると矛盾が生じる事例として、人事異動と自己申告制度の2つを挙げます。

人事異動についてです。2017年に学校教育法が改正され、「事務職員は事務に従事する」から「事務職員は事務をつかさどる」となりました。事務職員は「学校運営に参画」することが求められています。しかし、人事異動が短期間（新規採用された事務職員は、多くの場合3・4年で都立学校や教育庁、知事部局等に異動希望を出しています）で行われています、学校間の異動ならまだしも、知事部局等への異動では、「経験」や「専門性」を身につけることはできません。

例えば自己申告制度についてです。学校と都庁とでは組織の形態が違います。都庁内ではピラミット型の組織の形態（主事・主任・課長代理、課長・部長）ですが、小中学校の事務職員の場合は、1・2名で職務をこなしています。1級主事と2級主任と3級課長代理が配置されていますが、それぞれの職務は、たいして違いがありません。全く同じとは言いませんが、大した違いはありません。1級主事の仕事はこれ、2級主任の仕事はこれ、3級課長代理の仕事はこれ、と明確に決められている訳ではありません。

事務職員定数の復活と改善を求める

局間交流者や新規採用者の配置に対応できる、複数配置等の定数改善を求めます。学校に都費事務職員が1人しか配置されていないことが、様々な問題を引き起こしています。国の法令どおりの定数（標準定数法の要保護・準要保護加配、規模加配）に復活させ、共同実施を理由に削減した定数を復活することにより、都費事務職員2名校をつくり、知事部局等からの局間交流者や新規採用者の配置に対応するべきです。

「学校事務の共同実施」の廃止を求める

東京都の「学校事務の共同実施」は、開始から10年以上が経過し、2区8市で実施されています。定数の削減と会計年度任用職員化が強行されています。東京都教育委員会は、当初「10年間で全都展開、義務制の都費正規事務職員を半減させる」と豪語しましたが、ここ4年間は新規導入地区がありません。

「学校における働き方改革」のためには、事務職員が学校にすることが必要です。東京型の「学校事務の共同実施」は、学校現場から事務職員を引き離し、拠点校に事務職員を集め、事務を集中して処理し、正規事務職員定数の削減と連携校での会計年度任用職員化をねらうものです。学校に配置された都費会計年度任用職員の負担が増し、副校長業務の負担が増し、事務の非効率化など、問題も生じさせています。

学校徴収金の無償化・公会計化を求める

文部科学省は「学校給食費の徴収・管理等の事務について、学校や教職員ではなく、地方公共団体の事務を基本」として「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等を進めること」を求めています。私費会計（給食費、教材費、修学旅行費等）は、それ自体が不適切・違法なものであり、その「仕事」にたずさわることが「職務専念義務違反」となります（総務省の回答）。当面の措置として、公会計化（自治体の歳出歳入予算化）し、地方自治法に違反している状況を改めることが必要です。脱法行為を改める必要があります。

学校給食費の無償化が加速しています。23区では、一昨年9月の葛飾区長の導入表明からはじまり、全区に波及しました。その結果、23区では全部の自治体で実施され、多摩地区でも、13の市で実施されるようになりました。

都教委・勤労課長の要請に対する回答

現下の経済状況を見ますと、物価上昇等の影響に加えまして、世界的なには金融引き締めに伴う影響や海外景気の下振れ事実など、今後の景気動向には引き続き注視が必要です。都の歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、元来景気動向に左右されやすい不安定な構造です。今後の景気動向の不透明性を踏まえると、都の財政環境の先行きも、見通すことは困難です。こうしたことから、7月下旬に出される見込みの副知事依命通達においては、今まで以上に創意工夫をこらし、引き続きコストの削減とともに質の確保、サービスの向上の観点を踏まえながら、過去の決済や執行状況について徹底的な分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた経費の見積もりを行うよう求められます。

都教育委員会の令和7年度の予算要求においても、こうした点を踏まえながら、内部努力をいっそう徹底していくとともに、一つ一つの施策の効率性・実効性を向上させる取り組みによって、不断の改革を推し進めていく必要があります。その上で、次代を担う子どもたちを育成するために、必要な教育予算の確保に努めていきたい。皆様方におかれましても、都政の置かれた状況をご理解いただき、今後とも学校教育の充実・発展のため、一層のご協力をお願いいたします。